

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成29年10月23日

井原市議会議員  
西田 久志 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成29年10月16日（月）～10月17日（火）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館 新大阪丸ビル別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	研修会名：親を支える切れ目のない行政支援のために議員としてできること  10月16日（月） 10:00～12:30 家庭教育支援行政の実際 14:00～16:30 家庭教育支援行政の課題と改善策  10月17日（火） 10:00～12:30 地域資源を活用した新しい家庭教育支援のカタチ 14:00～16:30 ネウボラ（子育て包括支援センター）とアウトリーチ型家庭教育支援の融合で地域創生
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	一般社団法人 家庭教育支援センターペアレンツキャンプ 代表理事 水野達朗 様

5. 活 動 内 容

I 家庭教育支援行政の実際

(議員としておさえておきたい家庭教育支援行政の概要)

(1) 中間支援の重要性。子どもたちを取り巻く隙間を埋める

○家庭教育とは何か

★家庭教育は親が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていくうえで必要な社会的能力を身につける援助をすることです。家庭教育は、全ての教育の基礎となるものです。

○なぜ、家庭教育支援が必要なのか⇒近年の家庭を取り巻く課題として、孤立化し誰にも頼れず、悩み戸惑いながら子育てをしている親御さんが数多く存在している。

○家庭教育支援が求められるようになってきた背景

★地域社会のつながりの希薄化

★全ての教育の土台となる家庭教育が危機的状況に

○地域・学校・家庭の再興のためには教育の担い分けの再整理が必要

(2) 家庭教育支援に関連する法規の解説

○改正教育基本法

★第10条「家庭教育」⇒家庭教育支援の必要性

★第17条「教育振興基本計画」

○「教育振興基本計画」における家庭教育支援

★基本施策22

豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

○家庭教育支援条例の施行が始まっています

★くまもと家庭教育支援条例（平成25年4月1日施行）

★石川県加賀市（平成27年6月22日施行）

★平成29年3月時点での施行状況⇒熊本、鹿児島、静岡、岐阜、群馬、宮崎、徳島、茨城など8県、石川県加賀市、長野県千曲市、和歌山市などの3市

(3) 支援者が解説する家庭教育支援の有用性

○小1プロブレムとは⇒小学校に入学したばかりの1年生が

①集団行動が取れない

②授業中に座ってられない

③先生の話を受けない

など学校生活になじめない状態が続くことを言う

○中1ギャップとは⇒小学校から中学校に進級した際の、心理や学問、文化的なギャップのことで、不登校等の諸問題の原因のひとつと考えられている

★義務教育開始時、及び小学校から中学校への進学時にヘッドスタートを揃えることが重要

★不登校は一度なってしまうと解決が難しいケースが多い

(4) 多様な家庭教育支援の手法と先進事例の解説

○多様な家庭教育支援の特徴と課題

① 子育てサロン：地域で行っている育児交流の場

② 子育てセミナー：専門家を講師として招き子育てに関するスキルやマインドについて講演してもらう

③ 家庭に対する個別訪問：訪問型の家庭教育支援

④ 学生に対する講座：これから親になる世代に対して講座やセミナーを開催する

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ リーフレットによる啓発：自治体で家庭教育に関する情報発信や普及啓発のために行う</li> <li>⑥ 電話や来談での個別相談：各自治体ごとに窓口や電話で個別相談を受け付けている</li> <li>○家庭教育支援の類型（主体別） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政（学校教育担当部局）主導型⇒大東市等</li> <li>② 行政（社会教育担当部局）主導型⇒南魚沼市等</li> <li>③ NPO主導型⇒青梅市等</li> </ul> </li> <li>○家庭教育支援の類型（活動別） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合型⇒愛媛県大州市等</li> <li>② 講座型⇒千葉市等</li> <li>③ 拠点型⇒石巻市等</li> <li>④ 訪問型⇒和歌山県湯浅町等</li> </ul> </li> <li>○家庭教育支援の先進事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 熊本県⇒家庭教育支援条例と連動した取り組み</li> <li>② 北海道釧路市⇒「早寝早起き朝ごはん」の推進</li> <li>③ 茨城県⇒企業と連携した家庭教育講座の開催</li> </ul> </li> <li>II 家庭教育支援行政の課題と改善策 <p>（ケーススタディで解説する行政支援が陥りやすい課題とは）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭教育支援関連予算と国が目指している方向性とは <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 29 年度家庭教育支援関連予算 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭教育支援基盤整備事業⇒1200 万円</li> <li>② 地域における家庭教育支援総合推進事業⇒7300 万円</li> <li>③ 先駆的家庭教育支援推進事業⇒2000 万円</li> <li>④ 子どもの生活習慣づくり支援事業⇒5000 万円</li> </ul> </li> <li>○家庭教育の予算に関するポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現状の予算内で「圧縮できるものはないか」「無駄がないか」「時限的な予算はないか」を調べる</li> <li>② 国の補助金の利用、都道府県の支援を受けられる事業はないか</li> <li>③ 地域資源（大学、NPO、ボランティア）の活用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 民間支援の視点から見えてくる家庭教育支援行政の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的支援の一般的な流れの中での課題ポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>① 窓口が複雑（教育部局 6 割、福祉部局 5 割、重複有）</li> <li>② 家庭ごとに踏み込んだ問題解決の対応は難しい</li> <li>③ 未然予防の対応が充実していない</li> </ul> </li> <li>○行政支援の特徴から見えてくるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全体に対する支援（ユニバーサル型）が得意</li> <li>② 特定の対象者に合わせた支援（ターゲット型）は苦手</li> <li>③ 予算があらかじめ決まっている</li> <li>④ 一度スタートした事業のプラン変更が難しい</li> <li>⑤ 未然予防は結果が見えにくいので取り組みにくい</li> <li>⑥ 縦割りによる弊害がある</li> </ul> </li> <li>○民間支援の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 有料である</li> <li>② 求められる支援属性⇒専門性＞地域性＞当事者性</li> <li>③ 人材育成⇒経営状況から判断して支援者の採用と育成を行うため循環型人材育成のみにこだわらない</li> <li>④ 周知広報⇒企業のブランディングや営業・広報活動が推</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>
--	---

進方策になる

⑤ 事業形態⇒完全なターゲット型

(3) 家庭教育支援行政に対する議会チェックのポイント

- ★家庭教育支援条例案は関連法案と整合性が取られているか
- ★過去に他の自治体で争点になった部分へ配慮されているかは必ずチェックしておく
- ★条例等に留意して特例措置を定めているか
- ★家庭教育支援を専任で担当する職員はいるか
- ★教育と福祉が連携した包括的な体制が構築できているか
- ★始めに経営計画書のチェック、入札が行われている場合は入札に関してもチェックする
- ★運営体制はきちんと整えられているか、導入プロセスは適正か

(4) 現状の家庭教育支援行政の問題点と改善策

- ★窓口の猥雑さ⇒子育てに関する総合窓口の一元化
- ★縦割り行政の弊害⇒教育委員会と保健・福祉部局の連携
- ★セミナー・サロンタイプの問題点⇒アンケート調査の結果からみる新しい家庭教育支援のカタチの検討
  - ① 家にいながら支援を受けられるようなタイプの模索
  - ② アウトリーチ型（訪問型）の相談タイプ
  - ③ 通信添削型講座タイプ
  - ④ 民間との連携
  - ⑤ 現状のサロンタイプからSNSを利用したタイプへの移行

⑥ ICTやクラウドを用いた講座や情報共有

### Ⅲ 地域資源を活用した新しい家庭教育支援のカタチ

（文科省が推進する先駆的な家庭教育支援チームとは）

(1) 文科省検討委員が開設する家庭教育支援チームの概要

- 家庭教育支援チームとは
  - ① 地域ので家庭を支える「家庭教育支援チーム」を全市町村に普及
  - ② 親の悩み相談、親同士の交流ができる日常的な居場所の提供
  - ③ 関係機関の連携のもと、困難を抱えた家庭に支援を届ける体制の構築
- 家庭教育支援チームの主な業務
  - ① 保護者への情報や学びの場の提供
  - ② 家庭と地域とのつながりの場の提供
  - ③ 訪問型家庭教育支援（アウトリーチ型支援）

(2) 全国の自治体が注目しているアウトリーチ型（訪問型）家庭教育支援とは

- なぜ今訪問型支援が求められているのか
  - ★訪問型家庭教育支援が求められる背景⇒保護者のニーズの変化
    - ① 他地域からの転入者なので地域とのつながりが無い
    - ② 仕事が忙しいので時間が取りづらい
    - ③ コミュニケーションがSNS中心で直接話すのが苦手

	<p>④ 子育ての悩みや相談を直接相談できる人が身近にいない</p> <p>(3) 家庭教育支援チームの組織化と運営のポイント</p> <p>○家庭教育支援チームの組織化の3つの段階</p> <p>第1段階⇒基本的な組織体制の構築</p> <p>① 地域資源の調査</p> <p>② 人材確保、運営や業務のガイドライン作り</p> <p>③ 学校や公民館等、拠点の確保</p> <p>第2段階⇒相談業務や訪問型支援を行う場合のルール作り</p> <p>① 家庭や関係機関、チーム員のトラブルを防止するために、守秘義務等の取り扱いを規定する</p> <p>② 支援員同士の連携等に関する最低限の方針やルール作りを行う</p> <p>第3段階⇒包括的なネットワークの構築</p> <p>○家庭教育支援チーム組織化マニュアル</p> <p>① 家庭教育支援チームの人材育成⇒県が担う</p> <p>★中心となる存在（ファシリテータ）の養成が重要</p> <p>② 家庭教育支援チームの拠点確保⇒理想：小学校の中</p> <p>③ 家庭教育支援チームのルール作り</p> <p>★守秘義務や個人情報の取り扱いについて</p> <p>★身分証や名刺の準備</p> <p>★相手から話を聞く姿勢（カウンセリング時のルール）</p> <p>★話を聞く時間や支援の期間に関して</p> <p>★個別問題があった場合の対応の仕方について</p> <p>★支援員同士の連携について</p> <p>④ 家庭教育支援チームと行政の連携</p> <p>★民間との連携や専門家の確保を考えると行政による一定の財政的支援が必要になる</p> <p>⑤ 家庭教育支援チームと地域資源の連携</p> <p>★既存団体のノウハウやリソースを活用し支援することで組織化やネットワーク化を素早くできる</p> <p>★地域で活動する支援期間や支援に関する地域資源の把握、分析、連携が重要</p> <p>○家庭教育支援チーム運営の留意点</p> <p>①人材養成のポイント</p> <p>★当事者性：保護者と同じ目線で寄り添う</p> <p>★地域性：地域の課題を共有し、地域の身近な存在に</p> <p>★専門性：業務によっては専門的な能力・スキルが求められる</p> <p>(4) 家庭教育支援チームの先進事例解説</p> <p>○別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業</p> <p>★平成26年度スタートのターゲット型（点の支援）</p> <p>★目的：現在不登校等の状態にある子どもの学校生活への復帰</p> <p>★支援内容：不登校等の状態にある児童生徒への学習支援、外出支援、登校支援</p> <p>○大東市家庭教育支援チーム</p> <p>★平成28年度スタートのベルト型（小1、中1が対象）</p> <p>★新小1全戸訪問型支援：市内の全12小学校で実施</p>
--	--

★事業総額：1240万9000円（平成29年度予算）

★活動目標として目標値を定めている（小1、1000件）

#### IV ネウボラ（子育て包括支援センター）とアウトリーチ型家庭教育支援の融合で地域再生

（1）子育て世帯の人口流入を目指すために何が必要か

○首長部局と連携したシティセールスプラン

★子育て層をターゲットに絞った広報活動が必要

★自治体の基本戦略の中に家庭教育を盛り込む

★部局間連携が重要になる

★民間の力も効果的に活用する

○切れ目のない子育て支援とは：現状の課題

★日本の子育て支援はそれぞれのライフステージごとに担当する機関が異なる

★母子が置かれている状況によっても担当する機関が異なる

★連携の枠組みはできていても、現場レベルでの情報共有や引継ぎがうまくいかないケースも多い

★支援につながるプロセスが複雑で利用者が混乱しやすい

（2）切れ目のない子育て支援を目指すネウボラとは

○ネウボラとは

フィンランドで制度化されているワンストップ型の子育て支援拠点のことです。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特徴です。自治体が運営しており、利用料は無料です。ネウボラはフィンランド語で「アドバイス」の場所という意味です。

○ネウボラの特徴

★ネウボラ支援の8つの特徴

①普遍性の原則（全ての妊婦・母子・子育て家族が対象）

②動機付けの工夫としての育児パッケージ（母親手当）

③利用者中心の「切れ目のない子育て支援」

④リスクの早期発見・早期支援

⑤ネウボラ保健師をサポートする後方支援チームや他の専門科との連携

⑥手厚い産後ケア（産後うつ等をケアしてポジティブで楽しい子育てに）

⑦母子だけでなく子育て家族全体を包む支援（家族全体対象の総合検診等）

⑧ネウボラ保健師（現場）のための全国共通の指針

（3）日本版ネウボラの課題と展望

○平成27年度にスタートした利用者支援事業（母子保健型）への移行の際のポイント

① 子育て包括支援センターの設置

② 母子保健コーディネーターの導入

③ 支援プランの策定

↓

★妊娠出産モデル事業 → ①利用者支援事業  
②産前・産後サポート事業  
③産後ケア事業

- 子育て世代包括支援センターとは  
保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して、同じ場所で幅広い相談ができる施設のことです。
- 子育て世代包括支援センターの満たすべき基本3要件
  - ① 地域性、専門性、当事者性のバランス：妊娠期から子育て期にわたるまで、必要な情報を共有して、切れ目なく支援する
  - ② 利用者支援機能：個別ニーズを把握したうえで、きめ細かく支援する
  - ③ 地域連携機能：関係機関とのネットワークの構築
- (4) 包括的な子育て支援の実現へ向けてのポイント
  - 医療機関と行政支援の切れ目へのアプローチ
    - ★日本の出産事情の特徴
      - ① 医療施設中心の出産
      - ② 里帰り出産
    - 日本版ネウボラ導入事例
      - ★埼玉県和光市
        - ① 母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーター）  
：母子保健コーディネーター事業
        - ② 産前・産後サポート事業（パートナー型・参加型）  
：わこう産前産後サポート事業
        - ③ 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）  
：わこう産後ケア事業
      - ★三重県名張市
        - ① 母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーター）
        - ② 産前・産後サポート事業（パートナー型・参加型）
        - ③ 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）
      - ★鳥取県日吉津村
        - ① 母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーター）
        - ② 産前・産後サポート事業（パートナー型・参加型）  
：おしゃべり広場、子育て相談
        - ③ 産後ケア事業（アウトリーチ型）

#### 所見

家庭教育支援とネウボラの重要性について、初日は総論、二日目は各論について研修を受けた。家庭教育支援では、実際に民間企業として活動されている講師からの話なので、興味深く聴講することができた。小中学校における学級崩壊や不登校、それらの子どもたちが大人になり引きこもりにつながるということが実によく理解できた。私は10月初旬、市民福祉委員会の行政視察で周南市を訪問、ネウボラについて同様の研修を受けた。既に子育て包括支援センターの活動が始まっていた。井原市においてもこれからの時代、子育て支援に本腰をいれて取り組まなければならない。支援制度のあり方、進め方等について考えさせられる研修でありました。

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

